

I 平成18年事業所・企業統計調査の概要

1. 調査の目的

事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的としている。

2. 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は、昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに実施している。なお、民営事業所を対象として、平成元年及び平成6年に事業所名簿整理のための調査を実施しており、平成8年調査の際、この中間年の調査は、事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられた。平成11年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成18年調査は第20回目にあたる。

3. 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれによる事業所・企業統計調査規則（総理府令）に基づいて、実施している指定統計調査である。

4. 調査の期日

平成18年10月1日現在

5. 調査の範囲

この調査は、調査日現在、国内に所在するすべての事業所を対象としている。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）における「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所。
- (2) 同日本標準産業分類の「大分類Q－サービス業」のうち、「中分類83－その他の生活関連サービス業」（小分類832 家事サービス業に限る。）及び「中分類94－外国公務」に属する事業所。

6. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、

1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業員がいないもの
- (2) 休業中かつ従業員がいないもの
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業員がいないもの

7. 調査の方法

調査は、国内に所在するすべての事業所を対象とし、甲調査及び乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査（民営の事業所）

総務大臣——県知事——市長——統計調査員（指導員）——統計調査員（調査員）の流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により調査した。

(2) 乙調査（国及び地方公共団体の事業所）

各府省等の長、地方公共団体の長などを通じて調査した。

8. 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称、電話番号、所在地
- イ 経営組織
- ウ 本所・支所の別
- エ 開設時期
- オ 従業員数
- カ 事業の種類・業態
- キ 形態

【企業に関する事項】

- ア 本所・本社・本店の名称、電話番号、所在地
- イ 登記上の会社成立の年月
- ウ 資本金額及び外国資本比率
- エ 親会社・関連する会社の有無
- オ 親会社の名称、電話番号、所在地
- カ 子会社の数
- キ 支所・支社・支店の数
- ク 会社全体の常用雇用者数
- ケ 会社全体の主な事業の種類
- コ 会社形態の変更状況

サ 電子商取引の実施状況

ここでいう企業とは、民営事業所のうち経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業となる。

(2) 乙調査

ア 名称、電話番号、所在地

イ 職員数

ウ 事業の種類

II 用語の解説

1. 事業所

事業所・企業統計調査は、事業所を単位とする調査であり、事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が従業者と設備を有して継続的に行われていること。

※ 派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も調査の対象となる。

2. 経営組織

【民 営】

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

【個人経営】

個人が事業を営んでいる場合をいう。

【法 人】

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

【会 社】

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

【会社以外の法人】

法人格をもっているもののうち、会社以外の法人をいう。

独立行政法人等（独立行政法人、日本郵政公社など）、その他の法人（財団法人、社

団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫など。

【法人でない団体】

団体であるが法人格を持たないものをいう。

協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）など。

3. 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業者の家族従業員は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

※ 利用上の注意

1. 事業所の産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）に基づき分類しており平成 13 年事業所・企業統計調査の産業分類別の数値は、これに組み替えたものである。
2. 実数について該当しないものは「－」で表した。
3. 構成比は、小数点第 2 位を四捨五入したため、個々の数値の合計が総数と一致しない場合がある。
4. 独立行政法人等は今回の調査では「民営」の事業所として集計されているが、平成 13 年事業所・企業統計調査では「国、地方公共団体等」の事業所として集計されている。
5. 市町村合併

本書掲載のデータは平成 18 年 10 月 1 日を基準日として作成しているが、県内 14 市における前回調査(平成 13 年 10 月)との比較において合併前の市町村の数値を含んでいる。

【市町村合併（平成 18 年 10 月 1 日現在）】

新市名	合併日	合併関係市町村名（旧市町村名）
那須塩原市	H17. 1. 1	黒磯市、西那須野町、塩原町
佐野市	H17. 2. 28	佐野市、田沼町、葛生町
さくら市	H17. 3. 28	氏家町、喜連川町
大田原市	H17. 10. 1	大田原市、湯津上村、黒羽町
那須烏山市	H17. 10. 1	南那須町、烏山町
鹿沼市	H18. 1. 1	鹿沼市、栗野町、
下野市	H18. 1. 10	南河内町、石橋町、国分寺町
日光市	H18. 3. 20	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町